

会津坂下町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

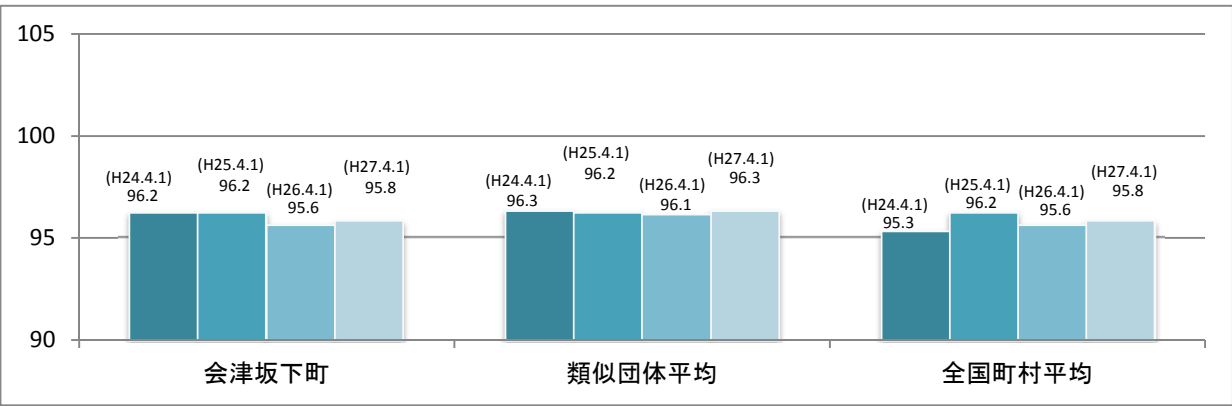
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 16,856	千円 8,072,867	千円 167,704	千円 1,298,035	% 16.0%	% 14.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給 与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
26年 度	人 159	千円 568,416	千円 98,257	千円 221,245	千円 887,918	千円 5,584	千円 5,587

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況（H26年度まで人事院勧告準拠）

①月例給

区 分	人事院の勧告				給与改定率	(参考)国の改 定率
	民間給与A	公務員給与B	較差A－B	勧告（改定率）		
26年 度	円 409,562	円 408,472	円 1,090	% 0.27%	% 0.30%	% 0.30%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事院の勧告				給与改定	(参考) 国の改定率
	民間支給割合 A	公務員支給月 通B	較差A－B	勧告 (改定)		
26年度	月	月	月	月	月	月
	4.12月	3.95月	0.17	0.15	0.15	0.15

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表については、国準拠から福島県人事委員会の見直し内容に準拠し、若年層について引上げ、高齢層については、引き下げを実施。激変緩和のため、５年間（平成３２年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２７年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津坂下町	42.9 歳	319,653 円	385400 円	361,600 円
福島県	43.3 歳	333,258 円	419584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,285 円	408996 円	円
類似団体	42.1 歳	313,189 円	367674 円	339,563 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津坂下町	57.8 歳	309,033 円	317,700 円	313,000 円
福島県	51.6 歳	331,741 円	386,250 円	363,809 円
国	50.2 歳	289,141 円	328,318 円	円
類似団体	49.3 歳	288,149 円	310,714 円	299,358 円

③教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津坂下町	39.1 歳	293,100 円	320,100 円	314,800 円
福島県	43.3 歳	366,907 円	422,193 円	円
類似団体	39.9 歳	293,467 円	316,475 円	円

（注）１「平均給料月額」とは、平成２７年４月１日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされたものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（２７年４月１日現在）

区分		会津坂下町	福島県	国
一般行政職	大学卒	186,000 円	186,000 円	176,700 円
	短大卒	165,400 円	169,300 円	— 円
	高校卒	150,800 円	150,800 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２７年４月１日現在）

区分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	266,300 円	340,800 円	385,000 円	393,900 円
	短大卒	— 円	— 円	370,000 円	— 円
	高校卒	226,200 円	335,800 円	— 円	379,900 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	315,100 円	— 円	— 円

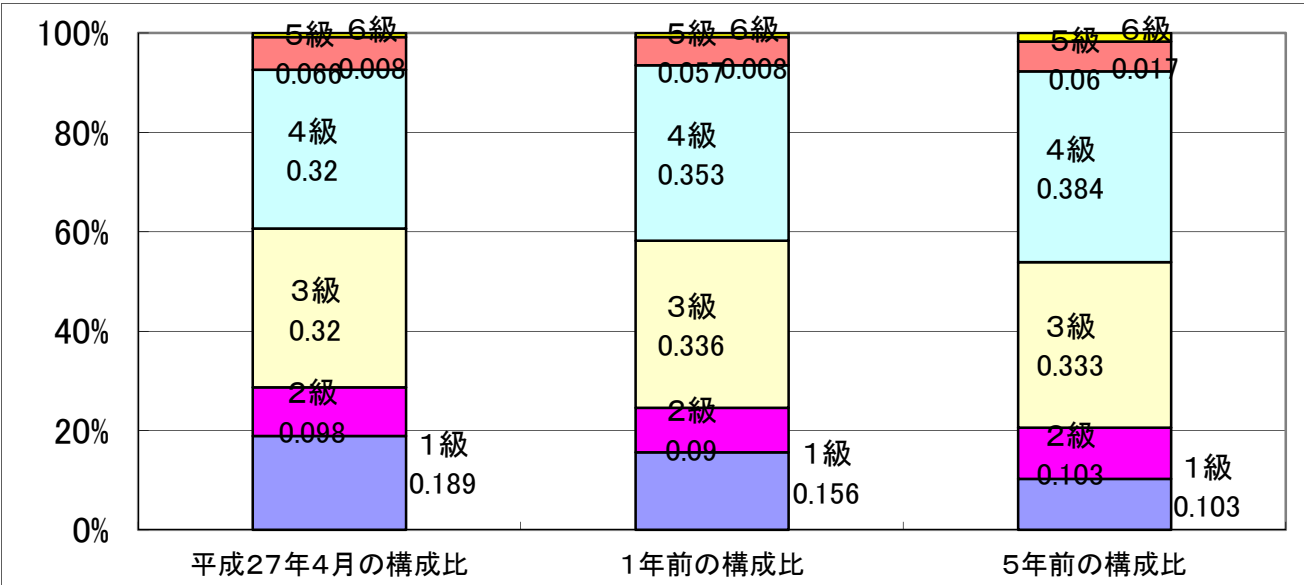
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（２７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）	平均給料月額 (円)	最高号給の 給料月額（円）
６級	課長	1	0.8%	325,800	424,100
５級	課長、局長	8	6.6%	294,200	406,900
４級	主幹、副主幹	39	32.0%	267,000	399,000
３級	主任主査、主任技査、主査、技査	39	32.0%	232,600	358,200
２級	副主査、副技査	12	9.8%	195,800	311,100
１級	主事、技師	23	18.9%	144,100	252,900

（注）１会津坂下町の給与条例に基づく給料表の級区分に「よる職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

○昇給の状況
昇給日 平成27年1月1日

- 昇給基準
- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
 - (3) 勤務成績が良好である職員 C
 - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - (5) 勤務成績が良好でない職員 E

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津坂下町	福島県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,445 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,621 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務野級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務野級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務野級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

判定期間中の勤務状況(病気休暇、育児休業等取得)を反映させ、支給している。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

会津坂下町（H26年度）				国（H26年度）			
（支給率）	自己都合		勸奨・定年	（支給率）	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	21.62	月分	27.025 月分	勤続20年	21.62	月分	27.025 月分
勤続25年	30.82	月分	36.57 月分	勤続25年	30.82	月分	36.57 月分
勤続35年	43.7	月分	52.44 月分	勤続35年	43.7	月分	52.44 月分
最高限度額	52.44	月分	52.44 月分	最高限度額	52.44	月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 (2～20%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 (2～45%)			
1人当たり平均支給額			22,880 千円				

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			0 円
職員全体に占める手当支給割合（26年度決算）			0 %
手当の種類（手当数）			1 種類
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業職員の特殊勤務手当	感染症防疫に作業する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは、感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事したとき等	勤務1日につき日額450円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	32,950 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	238 千円
支給実績（25年度決算）	30,820 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	201 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者・子・その他の扶養者	同じ		22,450千円	194千円
住居手当	借家に居住する者・・・月額9,500円を超える家賃を支給している職員最高27,000円	異なる	国：月額12,000円を超える家賃の場合支給	4,200千円	255千円
通勤手当	交通用具利用者	異なる	使用距離区分単価	5,617千円	55千円
管理職手当	6級課長54,800円、5級課長52,300円、4級主幹	異なる	国：区分別に定額支給	8,582千円	444千円
日直手当	日直勤務1回につき支給4,500円	異なる	国：月額12,000円を超える家賃の場合支給4,200円		
寒冷地手当	基準日における文相対象地域に在勤務する職員に支給	同じ			

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	796,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			854,000 円/	319,000 円
報酬	副町長	640,000 円	710,000 円/	441,000 円
報 酬	議長	299,000 円	420,000 円/	226,500 円
	副議長	242,000 円	360,000 円/	180,000 円
	議員	221,000 円	345,000 円/	157,000 円
期末手当	町長	2.95 月分		
	副町長	2.95 月分		
退職手当	議長	2.95 月分		
	副議長	2.95 月分		
退職手当	議員	2.95 月分		
	議員	2.95 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×支給率（48/100）	18,339,840 円	任期ごと
退職手当	備 考	給料月額×在職月数×支給率（29/100）	8,908,800 円	任期ごと
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

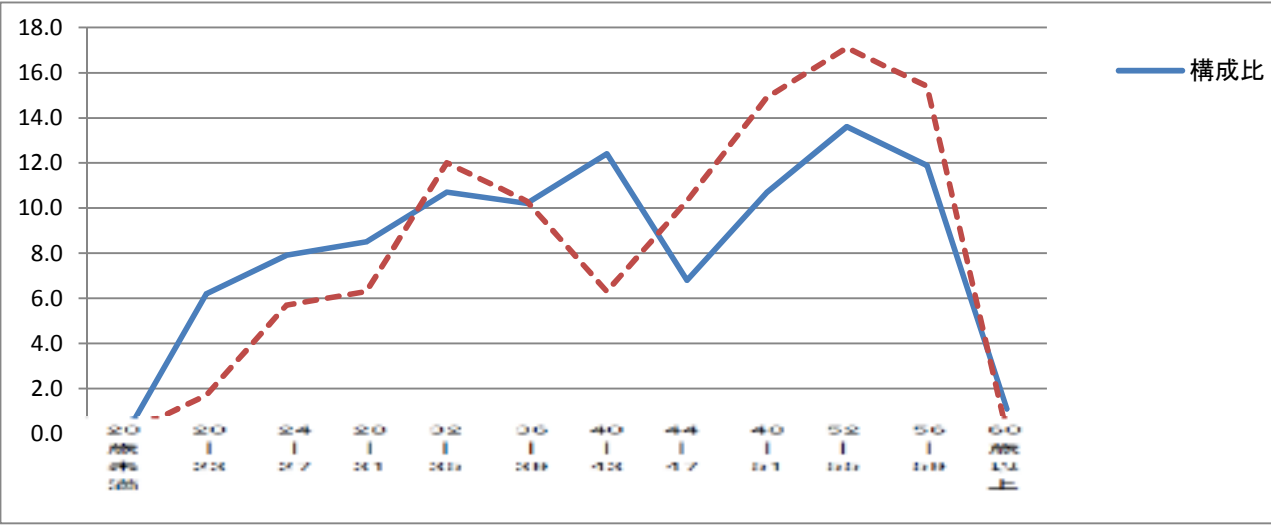
(各年4月1日現在)

		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門			平成 2 6 年	平成 2 7 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	事務の統廃合による減
		総務	36	35	▲ 1	
		税務	10	10	0	
		民生	24	24	0	
		衛生	12	12	0	補助事業の事務増
		農林水産	12	13	1	
		商工	6	6	0	補助事業の事務増
		土木	13	14	1	
		計	116	117	1	
	教育部門	43	43	0		
	小 計	159	160	1		
公営企業等 会計部門	水道		3	3	0	事務強化による増
	下水道		4	4	0	
	国保		5	6	1	
	その他		4	4	0	
	小 計		16	17	1	
合 計			175	177	2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	11	14	15	19	18	22	12	19	24	21	2	177

(3) 職員数の推移
(単位：人・%)

部門 \ 年度	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年	2 7 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	117	116	116	117	116	117	0 0%
教育	41	39	37	36	43	43	2 -4.9%
普通会計 計	158	155	153	153	159	160	2 -1.3%
公営企業等会計 計	18	19	19	17	16	17	▲ 1 5.6%
総合計	176	174	172	170	175	177	1 -0.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

等級及び職制上の階段ごとの職員数（平成28年4月1日）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の階段		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事及び技師の職務 2 職務の内容、責任の度合いが前号と同等と認められる職務で、町長が規則で定める職務	37	21%	主事 24 保育士 5 保健師 1 栄養士 1 教諭 6		57	32%	係員級
				計				
2級	1 副主査及び副技査の職務 2 職務の内容、責任の度合いが前号と同等と認められる職務で、町長が規則で定める職務	20	11%	副主査 12 副技査 1 保育士 3 保健師 2 教諭 2		57	32%	係員級
				計				
3級	1 町長の事務部局の係長の職務 2 職務の困難度、責任の度合いが前号と同等と認められる職務で、町長が規則で定める職務	57	33%	係長 14 主任主査16 主査 13 主任技査 2 技査 1 主任保育士 1 副主任保育士 2 主任保健師 1 副主任保健師 1 主任教諭 5 副主任教諭 1		57	33%	係長級
				計				
4級	1 町長の事務部局の主管及び班長の職務 2 職務の困難度、責任の度合いが前号と同等と認められる職務で、町長が規則で定める職務	51	29%	主幹 7 班長 13 副所長 1 副園長 2 副主幹 28		51	29%	課長補佐級
				計	0			
5級	1 町長の事務部局の課長及び参事の職務 2 職務の困難度、責任の度合いが前号と同等と認められる職務で、町長が規則で定める職務	8	5%	課長	8	9	6%	課長級
				計	8			
6級	1 町長の事務部局の特に困難な業務を処理する課長の職務 2 職務の困難度、責任の度合いが前号と同等と認められる職務で、町長が規則で定める職務	1	1%	課長	1	9	6%	課長級
				計	1			
	合計	174	100%					

※再任用職員2人及び技能労務主事2人は除く